

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
情-I-051	法令クリアリングシステムの運用に係る改修役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和7年9月30日(火)（10:45）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年9月26日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。
(5) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小

企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(6) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス: naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

仕様書			
品名	法令クリアリングシステムの運用に係る改修役務	仕様書番号	
		作成年月日	令和7年9月3日
		作成課	大臣官房文書課

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省における訓令情報等の閲覧及び検索サービスを、インターネットを介して公開する法令クリアリングシステムの運用に伴う、所要の改修役務等について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書における引用文書は、この仕様書の規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、引用文書に定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。なお、引用文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用する。

1.2.1 引用文書

a) 法令等

- 1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 2) 著作権法（昭和45年法律第53号）
- 3) 知的財産基本法（平成14年12月4日法律第122号）
- 4) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和7年5月27日更新）（以下「標準ガイドライン本編」という。）
- 5) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック（令和7年5月27日更新）（以下「標準ガイドライン実践ガイドブック」という。）
- 6) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（令和7年5月27日更新）（以下「標準ガイドライン解説書」という。）
- 7) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）

b) 規格

JIS Q 27001 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）

JIS X 0001:1994 情報処理用語－基本用語

1.2.2 関連文書

a) 法令等

- 1) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）
- 2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準（情報セキュリティ政策会議）
- 3) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準（情報セキュリティ対策推進会議）
- 4) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 5) 防衛装備庁の情報保証に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令12号）

- 6) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（防運情第9248号。19.9.20）
- 7) 取扱い上の注意を要する文章等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）
- 8) 防衛情報通信基盤データ通信網利用要領について（統幕指運第43号。令和3年3月17日）
- 9) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（調達）（防装庁（事）第3号。平成31年1月9日）
- 10) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装管調第5121号（令和2年3月31日））
- 11) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（変更閣議決定（令和7年1月28日））
- 12) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）（以下「統一基準群」という。）
- 13) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（防整サ第14550号。令和5年7月3日）
- 14) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（防整サ第14551号。令和5年7月3日）

b) 規格

- 1) **ISO9001** 品質マネジメントシステム—要求事項
- 2) **JIS Z 8301** 規格票の様式及び作成方法

1.3 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、表1のとおりとする。

表1—用語の定義

用語	定義
インフラ基盤	防衛省外において防衛省が（以下、「官側」いう。）がソフト運用のために借り受ける基盤の総称を指す。
省OA	防衛省OAインフラ基盤
省OA端末	市ヶ谷地区で用いられる省OAに接続して、各種処理を行うための電子計算機
法令クリアリングシステム	防衛省が保有・運用し、省内外にも公開している、防衛省所管法令類に関するデータベースおよび検索ソフトを指す。
現行システム	令和7年度末までの運用を想定している、現在防衛省で運用されている法令クリアリングシステムを指す。
次期システム	本調達で借り上げるインフラ基盤に搭載する法令クリアリングシステムを指す。
市ヶ谷地区	市ヶ谷駐屯地・基地，政府控室及び各通信所
RMF	リスク・マネジメント・フレームワークの略称。防衛省にて実施さ

	れる，リスク評価・分析及びその結果に対する計画や承認など全般的な業務
業務従事者	履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人
D I I	Defense Information Infrastructure (防衛情報通信基盤) の略名で，自衛隊が共通に使用する音声通信網及びデータ通信網を指す。また，データ通信網に接続を承認された情報システムに必要なサービスを提供するもの
W B S	プロジェクトマネジメントで計画を立てる際，プロジェクト全体を細かい作業に分割し，階層構造で表した作業分解図を指す
G O T S	政府機関オフザシェルフ (Government Off-The-shelf) の略。本仕様書においては防衛省が所有権を有する法令クリアリングシステムのソフトウェアおよびデータベースについて指す。
C O T S	商用オフザシェルフ (Commercial Off-The-Shelf) の略。民需量製品の活用あるいは，民生製品，民生技術をいう。

2 調達案件の概要

2.1 調達の背景

従前より防衛省職員の利便性向上や，一般国民への説明責任の履行という観点から防衛省で制定された注意区分を有しない省令，訓令及び通達類について公開すべく，これらのデータベース（以下，「現行システム」という。）を検索機能付きで運用してきたところである。現行システムについては，省内用と省外用に二つのサーバをD I I 仮想サーバ提供サービスで運用してきたところ，サーバ類のライセンス期限を迎えるという事情，さらにサイバーセキュリティリスクの高まりに伴うリスクへの対応という観点から，より強固なセキュリティ機能を備えた部外のインフラ基盤を借り受ける他，所要の整備を実施することとなったものである。

2.2 本調達の目的及び期待する効果

法令クリアリングシステムは，防衛省全職員が利用し，職員約270,000名が業務上必要な法令情報を検索できるシステムである。また，パブリッククラウド等を通じて防衛省外にもデータを公開することで，主権者たる国民に対し防衛行政に関する説明責任を果たす一翼を担うシステムであり，今回のインフラ基盤借り上げについてはセキュリティ体制の向上を図ることを目的とするものであり，改修についてはそれらの基盤に適合し安定した動作環境を確保することにある。

2.3 調達の概要

契約相手方は，官側が現在G O T Sとして保有する法令クリアリングシステムのソフトウェアについて，官側が別の賃貸借契約で借り受ける民間業者保有のシステム基盤に搭載するにあたり，必要な所要の適合化改修（非互換改修）を実施し，官側に納品するものとする。

2.4 事業スケジュール

インフラ基盤に係る事業スケジュールは図1のとおり。

図1－事業スケジュール

事業項目	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	備考
インフラ基盤賃貸借							別仕様書に基づく契約相手方による
賃貸借開始に先立つ準備作業							別仕様書に基づく契約相手方による
GOTS品の非互換改修等							本仕様書に基づく契約による
改修済みGOTS品の動作確認							本仕様書に基づく契約による

2.5 次期システムに係る主な調達案件等

次期システムに係る主な案件名については、表2による。

表2－次期システムに係る主な調達案件等

番号	調達案件	実施予定時期
1	法令クリアリングシステム基盤借上(07換装)	2025年10月～2026年3月

3 システム改修に関する要求

3.1 改修概要

防衛省が別契約で借り上げる、部外の民間業者が保有・整備するインフラ基盤にクリアリングシステムのソフトウェアを搭載するにあたり、必要となる非互換改修について実施するものとする。

3.2 全般

- a) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条による基本方針を満足すること。
- b) 契約の相手方は、標準ガイドラインの別紙3の1項に基づき、区分等した契約金額の内訳が記載された情報システムの経費区分一覧を契約締結後速やかに提出すること。
- c) 改修後のクリアリングシステムのソフトウェアに関する構成部品は、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

- d) 改修後のクリアリングシステムのソフトウェアに関する構成品目は、サプライチェーン・リスクへの対応指針によって、製品・サービスにマルウェア等の不正なプログラム及び機器並びに模造品等が組み込まれる等のリスクへの調査が対応可能な製品とする。また、設置後、官側から指示があった場合は、速やかに対象製品の製造元等に関する資料を官側に提出すること。
- e) 契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について第5条第3項に定められた作業従事者管理報告書（作業従事者名簿の従事者ごとに作業内容の予定と実績を日ごとに記録する報告書）を作業実施後速やかに官側に提出すること。

3.3 基本的留意事項

契約相手方は、作業全般において次に示す事項に留意して作業を進めること。

- a) 次期システムの構成等について、インフラ基盤の賃貸借事業者（以下、「賃貸借役務業者」）と連携し、理解した上で作業すること。
- b) 本改修の実施に当たっては、標準ガイドライン本編、標準ガイドライン解説書及び標準ガイドライン実践ガイドブックを参照し、対応すること。
- c) 提出文書については、想定する記載内容や構成等を整理した骨子を作成の上、事前に官側に提示し、承認を得ること。
- d) 標準ガイドライン、リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策及びセキュリティ・バイ・デザインを基準とし、セキュリティ対策に必要な留意事項を官と協議、決定し対応すること。

3.4 本改修の計画策定及び状況報告等

- a) 契約締結後、2週間以内に本改修を実施するために必要な作業を洗い出し、作業体制を策定し、作業実施計画書について官側の承認を得ること。また、作業実施計画書に変更が必要な場合は、変更部分について官側に報告し、承認を得ること。
- b) 作業実施計画書には、最低限以下の項目について記述すること。

1) 作業概要

2) 作業体制に関する事項

作業実施体制を記載し、統括責任者、業務実施責任者、各チーム責任者までは担当者の名前を記載し、各役割の責任範囲を明確化すること。

3) スケジュールに関する事項（WBS含む）

スケジュール概要として、各タスクの実施想定時期、主要なマイルストーンを記載すること。

4) コミュニケーション管理

会議体の一覧を記載し、各会議体の目的及び開催頻度について記載すること。

会議において作成する議事録の様式、提出期限について記載すること。

コミュニケーション手段として、官との窓口を明確化し、平日日勤帯において常時連絡可能な電子メールアドレス及び電話番号を記載すること。

5) リスク管理

リスク管理表を作成し、管理項目、管理手法、官とのリスク共有について、作成したリスク管理表を、リスクの大小にかかわらず進捗報告会議で官へ報告する旨を記載すること。

6) 課題管理

課題管理表を作成し、管理項目、管理手法、官との課題共有について、作成した課題管理表は、進捗報告会議で官へ報告する旨を記載すること。

7) 情報セキュリティ対策

方針、防衛省内における事業者資産の取り扱いについて記載すること。

3.5 改修の内容

契約相手方は、契約後、令和8年2月27日までに**表3**に定める内容の改修を実施し、官側に納品すること。

表3－改修作業項目

インフラ基盤に対応するための非互換改修	官側が借り受ける、インフラ基盤 ^{※1} にソフトウェアを搭載するにあたり、支障なく運用するための非互換改修 ^{※2} を実施すること。なお、改修時は、3.7に定める業務に必要な機能を損なってはならない。
D I Iオープン系との接続に伴う改修	インフラ基盤とD I IのOP系が接続されることに伴い、クリアリングシステムへの法令データのアップロード等の作業について、省OA端末からの作業が可能であるかを検証し、必要に応じて適合するためのソフトウェア改修を行うこと。
※1 インフラ基盤の仕様については3.7による。	
※2 非互換改修にあたっては、GOTSの中に含まれるソフトウェアについて更新が必要な場合はライセンス等を取得の上、適切に最新版に更新すること。	

3.6 特別の留意事項

- a) ソフトウェアの非互換改修については、借り受け先のインフラ基盤の仕様を確認し、異常なく動作するよう調整に万全を期すこと。なお、インフラ基盤の仕様については、官側より、「法令クリアリングシステム基盤借上（07換装）（令和7年度、仕様書番号5-07-0022）」に基づく調達の手続きの貸借借務業者に命じ、必要に応じて情報提供するものとする。
- b) 改修後の納品物のインフラ基盤への搭載については貸借借務業者が実施することとする。このため、搭載に必要な手順書についても作成し、官側に提出すること。
- c) 改修後の納品物を貸借借務業者がインフラ基盤に搭載したのち、異常なく検索画面が表示され、データの更新機能、法令データへのアクセス機能が動作するかについて最終点検を実施すること。またソフトウェア搭載後に生じたソフトウェアに起因する不具合・障害については、令和8年3月31日までに所要の整備を実施すること。
- d) 契約相手方は、改修作業の状況について、隔週を基準とし報告会議・調整会議を開催すること。ただし、官側がこれを要しないと判断した場合はこの限りではない。また、会議の実施要領については、別途官側と調整すること。なお、官側の要求又は臨時に開催の必要が生

じた場合についても開催すること。

- e) 開催した会議については、議事録を作成することとし、開催から3営業日以内に官側に提出し、承認を得ること。

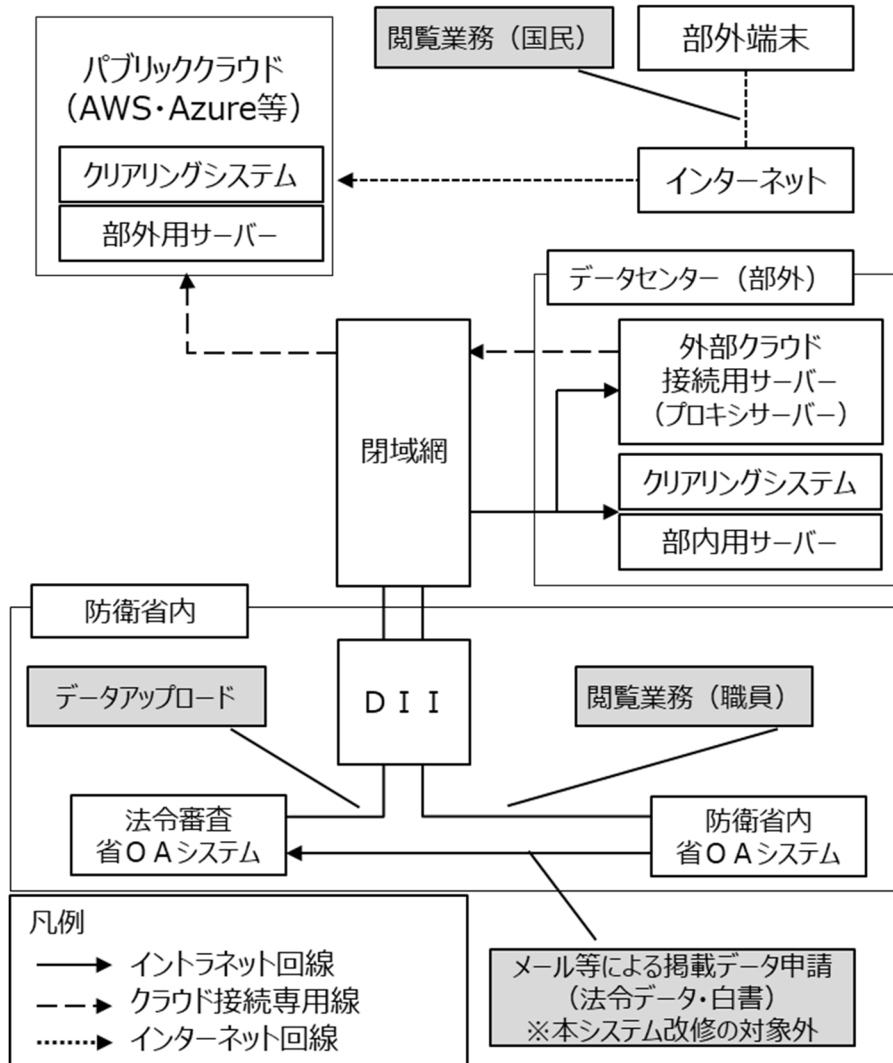
3.7 システム構成（概要）

表4及び図2に、本システムを利用して防衛省職員が行う主要な業務及び業務・システムの概要を記載する。

表4－主要な業務と業務概要

法令検索業務	本システムにおいて、法令データベースへのアクセスを通じた防衛省の規則類に関する検索、データ閲覧、データダウンロード
防衛白書検索業務	本システムにおいて、法令データベースへのアクセスを通じた防衛白書に関する年度ごとの検索、データ閲覧、データダウンロード
掲載法令データの掲載	本システムにおいて、検索機能を通じ検索できる形式での法令データファイルの掲載作業
防衛白書の掲載	本システムにおいて、検索機能を通じ検索できる形式での防衛白書データの掲載作業

図2ー業務・システムの概要図



3.8 連携条件

官側のクリアリングシステム利用者が防衛省中央OAネットワーク・システムの端末から利用することを前提とする。

3.9 改修後のユーザマニュアルの作成

改修後の法令クリアリングシステムについて、省OA端末からのアップロードによる運用開始に伴い、データアップロード作業に関する操作手順書について作成し、提出すること。

3.10 本改修の実施等

作業実施計画書に基づく各作業の実施日、作業者、作業結果について記載した作業実施報告書を作成し、提出すること。

4. 本改修の実施に伴うプロジェクト実施体制の整備

4.1 全般

契約相手方は、本改修の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 業務従事者を確保すること。
- b) a)の業務従事者が4.4に示す要件を満たすこと。
- c) a)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

4.2 事業者の要件

4.2.1 一般事項

本改修を担当するに当たり、会社全体又は業務実施責任者が所属する部門が、以下のいずれかの要件を満たしていること。資格については、それを証明する書面（認定証等）の写しを提出すること。

a) 情報セキュリティに係る公的認証

I SMS認証（JISQ27001（ISO/IEC27001））を保有していること。

b) 委託実績

中央省庁又は地方自治体においてシステムの改修に関する受託実績を有すること。

4.3 実施体制について

契約相手方の体制は、以下に示す条件を満たすこと。なお、作業体制全般、特に、統括責任者、業務実施責任者については、本調達の成功（予定どおりの設計、品質の担保）に向け、積極的・主体的な業務の推進や提案等を求める。

- a) 本改修において準備スケジュールに遅延の兆候が発生した場合、官側に報告し、速やかにスケジュールの見直しを行うとともに体制の増強等を含めた対策案を提示し、官側に承認を得ること。
- b) 作業要員は本仕様書に示す要件を円滑に遂行できる能力を有すること。
- c) 官側において、要員の交代の必要があると判断したときは、1週間前までに契約相手方に通知の上、交代させるものとする。
- d) 要員の変更に際しては、いずれの要因においても十分な引継ぎ期間を設けるなど、業務を円滑に持続できるように十分な配慮を行うこと。
- e) 契約相手方は、常に作業要員の服装、勤務態度、風紀及び衛生等について万全の監督を行うこと。
- f) 作業要員は、業務実施場所の整理整頓を随時行い、作業環境の整備に努めること。

4.4 業務従事者の要件

本改修の実施に当たり、以下に定める業務従事者を配置するとともに、各業務従事者に求める要件を満たす者を従事させること。なお、官側の承認なく各責任者は第三者に委任、又は請け負わせることはできないものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、「業務従事者」）を確保すること

- b) 前記 a) の業務従事者が、システムの構築、保守に関する経験を有すること。
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行する必要もしくは有用な、または背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制であること。

4.5 第三者の従事

契約相手方は、本役務契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）に定める特約条項を適用すること。

5. 提出文書の範囲、提出期限等

5.1 提出文書

表 5 に示す文書は、提出時期までに電子メール等の手段により提出し官側の承認を得ること。

また、令和 8 年 3 月 31 日までに、追記不可の処置を実施後、最終版を提出するものとする。また、作業の実施に当たり、当該文書の記載事項に疑義が生じた場合、官側と相談の上、合意した期間内に該当箇所を修正し、官側の承認を得ること。

表 5－提出文書

No.	文書名	部数	提出時期	備考
1	作業実施計画書	1 部	契約締結後 2 週間以内	3.4 による。
2	搭載手順書	1 部	改修期限までに	3.6 b による。
3	ユーザマニュアル	1 部	改修期限までに	3.9 による。
4	議事録	1 部	開催から 3 営業日以内	3.6 e による。
5	作業実施報告書	1 部	改修期限までに	3.10 による。

備考：提出媒体は全て電子媒体とする

5.2 提出方法

- a) 提出文書は、全て日本語で作成すること。ただし、英字で表記することが一般的な文言については、英字で表記することができるものとする。
- b) 情報処理に関する用語の表記については、原則、**JIS X 0001:1994** 情報処理用語－基本用語の規定に準拠すること。
- c) 提出文書は電子媒体により作成し、表 5 に示す提出部数を提出すること。
- d) 提出文書の用紙のサイズは、原則として日本産業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本産業規格 A 列 3 番を使用すること。
- e) 電子媒体による提出について、一太郎 Government, Microsoft Word, 同 Excel, 同 PowerPoint で読み込み可能な形式及び PDF 形式で作成し、提出すること。ただし、官側が

他の形式による提出を求める場合は、調整の上、これに応じること。なお、契約相手方で他の形式を用いて提出する必要があるファイルがある場合は、官側と調整すること。

- f) 提出後、官側において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて提出すること。
- g) 提出文書の作成に当たって、特別なツールを使用する必要がある場合は、事前に官側の承認を得ること。

5.3 提出場所

提出文書は、原則として以下の場所に直接提出または電子メールによる提出とする。

(提出先)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省大臣官房文書課法令審査

6 官側の支援

6.1 一般的事項

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における機器等の搬入時の立会、保管場所の提供、搬入器材の保管
- b) 現地における電力、用水、スペース等の使用
- c) 官側施設及び構内回線の利用
- d) 官側の保有する関連器材の使用
- e) 機能確認に関する事前調整及び現地確認時の支援
- f) その他、契約履行に必要な事項

6.2 資料の貸与

契約相手方及び応札希望者は、本改修の実施に当たり必要な官側の保有する資料（設計書、ソース、ロードモジュール等）について、官側の許可を得た上で、閲覧又は貸与を受けることができる。官側が保有する資料の閲覧又は貸与を受ける場合は、取扱いに留意し、法令及び関連規則等に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

7 著作権その他の権利

- a) 契約の相手方は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官側に提出された著作物（契約の相手方の固有の技術資料（契約の相手方が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。）を除く。）についての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を官に譲渡し、著作者人格権を行使しないこと。また、当該著作物の著作者が契約の相手方以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとること。
- b) 官側は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官側に提出された契約の相手方の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製

(当該資料のうち契約相手方の指定するものの複製を除く。) することができること。

- c) 官側は、契約の相手方から、a)により官側が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- d) c)にかかわらず、契約の相手方は、防衛省の使用に供する目的で、a)より官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができること。
- e) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）又は技術上の知識に関し第三者が契約の相手方に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。契約の相手方が、前文の必要な措置を講じなかったことにより官側が損害を受けた場合は、官側は、契約の相手方に対してその賠償を請求することができること。
- f) 官側及び契約の相手方は、知的財産権の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合には、その都度協議して解決すること。
- g) 契約の相手方は、本契約の履行により得られた知的財産、a)に規定する契約の相手方の固有の技術資料及びb)に規定する契約相手方の指定するものについて、知的財産の概要、権利、帰属、実施権等の設定可否等について知的財産管理報告書を作成し、提出すること。

8 再委託

再委託は、次に掲げるとおりとする。

- a) 契約の相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「再委託先名等」という。）について記載した文書を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。
- c) 契約の相手方は、契約締結後やむをえない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、契約担当官等の承認を受けなければならない。
- d) 契約の相手方は、b)又はc)により再委託を行う場合には、契約の相手方が負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) b)又はc)に基づき再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、全ての契約の相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負うものとする。
- f) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、官側と協議したうえで、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について定める特約条項に基づき必要な手続を実施すること。

9 仕様書の疑義

この仕様書において疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議すること。

10 その他

10.1 賃貸借役務業者との連携及び情報提供

- a) 契約相手方は、本改修に伴い、賃貸借役務業者に対し、インフラ整備に必要な改修に関する仕様情報に関し、官側の求めに応じ提供するものとする。
- b) 本改修において、本番環境での動作確認等で一時的に借り上げ予定のサーバ等を必要とする場合、官側から、賃貸借役務業者に対し、必要最小限度で環境の利用許可を求める旨要求するものとする。

10.2 RMF 審査プロセスへの対応協力

契約相手方は、インフラ基盤の運用開始に先立ち、運用承認取得に向けたRMF 審査プロセスにおいて、当該審査役務を受諾した側から、改修内容等の情報提供を求められた場合、官側の回答作成に必要な情報を提供するものとする。